

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: 酢酸「ニッコー」
化学品の英語名称	: ACETIC ACID「NIKKO」
供給者の会社名称	: 日興製薬株式会社
住所	: 岐阜県羽島市上中町一色467-1
電話番号	: 058-398-2576 信頼性保証部
ファクシミリ番号	: 058-398-5863
推奨用途	: 洗浄液、取れん液の調剤 緩衝・矯味の目的で調剤

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類		
健康に対する有害性	: 皮膚腐食性／刺激性	区分1
	: 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(血液、呼吸器系)
環境に対する有害性	: 水生環境有害性 短期(急性)	区分3

上記のGHS分類で区分の記載がない項目については、「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。

GHSラベル要素
絵表示

注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 重篤な眼の損傷 血液、呼吸器系の障害 水生生物に有害
注意書き	
安全対策	: 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は手をよく洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
応急措置	: 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用している場合、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。 直ちに医師に連絡すること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
保管	: 施錠して保管すること。
廃棄	: 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	: 情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物
慣用名又は別名	: 30%酢酸溶液
成分及び濃度又は濃度範囲	

混合物の成分 (化学名又は一般名)	濃度 (v/v%)	官報公示整理番号	CAS番号
酢酸	30.0～32.0	(2)-688	64-19-7

4. 応急措置

吸入した場合	: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪いときは、医師の手当、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。 多量の水と石鹸で洗うこと。 医師の手当、診断を受けること。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 直ちに医師に連絡すること。
急性症状及び遅発性症状の 最も重要な徴候症状	: 高濃度のばく露では、目、鼻、のどに刺激を引き起こす。 吸入：咽頭痛、咳、灼熱感、頭痛、めまい、息切れ、息苦しさ 皮膚：痛み、発赤、水疱、皮膚熱傷 眼：発赤、痛み、重度の熱傷、視力喪失 経口摂取：腹痛、灼熱感、下痢、ショック/虚脱、咽頭痛、嘔吐 蒸気を吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。 胃腸管に影響を与え、胸焼け、便秘を含む消化障害を生じることがある。
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	: 情報なし 肺水腫の症状は 2～3 時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。 医師または医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。

5. 火災時の措置

消火剤	: 泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	: 棒状放水
特有の危険有害性	: 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	: 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは、移動させない。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
消火を行う者の保護	: 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材	: 環境中に放出してはならない。 不活性材料(乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。 危険でなければ漏れを止める。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱い注意事項	: 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚と接触しないこと。 眼に入れないこと。
接触回避	: 『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	: 容器を密閉して冷乾所にて保存すること。 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	: 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 未設定
許容濃度	
日本産衛学会(2009年度版)	: 25mg/m ³
ACGIH(2024年度版)	: TLV-TWA 10ppm(25mg/m ³), TLV-STEL 15ppm(37mg/m ³)
設備対策	: 洗眼器や安全シャワーを設置すること。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	: 適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	: 適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 無色澄明
臭い	: 刺激性の特異なにおい
融点/凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし
可燃性	: 不燃
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水、エタノール(95)、グリセリンと混和する
n-オクタノール/水分係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: 比重 約1.04 (20°C)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: 非該当

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	: 酸化剤、塩基と激しく反応する。多くの金属を侵して引火性/爆発性気体(水素)を生じる。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。
避けるべき条件	: 高温
混触危険物質	: 酸化剤、塩基、ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤
危険有害な分解生成物	: 水素

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	: 酢酸100%においてラットのLD50値=3310、3530 mg/kg (PATTY (5th, 2001))に基づき、JIS分類基準の区分外(国連分類基準の区分5)とした。
経皮	: 酢酸100%においてウサギのLD50値=1060 mg/kg (PATTY (5th, 2001))から ATEmix >2000 区分外とした
吸入:ガス	: GHSの定義における液体である。
吸入:蒸気	: 酢酸100%においてラットの LCLo=16000 ppm(PATTY (5th, 2001))は区分4あるいは区分外に相当することから分類できないとした。なお、飽和蒸気圧濃度の90%(20394.7ppmV * 0.90 = 18355ppmV)より低いので、分類にはガスの基値を適用した。
吸入:粉じん及びミスト	: データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	: ウサギあるいはモルモットを用いた試験(PATTY (5th, 2001)、ACGIH (2004))において、刺激性の程度はばく露の濃度と時間に依存し、特に50~80%以上の濃度では重度の熱傷と痂皮形成が観察されている。かつ、EU分類ではC;R35であることから、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギ眼に氷酢酸を適用直後に破壊的損傷を生じた(ACGIH (2004))と、別の試験で10%以上の濃度で永続的角膜損傷を伴う重度の刺激性を示した(IUCLID (2000))と、ヒトで誤って眼に入れてしまった後直ちに洗浄したにも拘らず角膜混濁や虹彩炎を起こし、上皮の再生に何ヶ月も要し特に角膜混濁は永続的であったとの症例報告(PATTY (5th, 2001))もあり、区分1とした。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	: 呼吸器感受性: 酢酸による惹起に陽性反応を示した気管支喘息の患者や、アルコールまたは酢酸にばく露され I 型過敏性反応類似の反応を呈したヒトが報告されている(PATTY (5th, 2001))。またエタノールにアナフィラキシー反応と酢酸に即時型アレルギーを示したとの報告もある(HSDB (2005))。しかし、以上の報告は極めて

	<p>稀な症例であり、またその他にヒトに対しての報告や動物による試験報告などはなくデータ不足のため分類できない。なお、当該物質と喘息発作の関連性は否定できないため、取り扱いには十分な注意を要する。</p> <p>皮膚感受性: データなし</p>
生殖細胞変異原性	: in vivoの試験結果がないので分類できないとした。in vitro 変異原性試験ではエームス試験およびCHO細胞を用いた染色体異常試験でいずれも陰性の結果(PATY (5th, 2001))が報告されている。
発がん性	: 酢酸・無水酢酸生産工場の大規模な疫学調査(PATY (5th, 2001))が実施され、労働者1359人のコホートで癌による死亡を評価の結果、前立腺がんでの増加(6例)を除き全ての癌による死亡が減少した。前立腺がんによる死亡の解釈は困難と結論されている(PATY (5th, 2001))が、いずれにしてもデータ不足のため分類できない。
生殖毒性	: ラットを用い出産から18日齢までばく露した試験(PATY (5th, 2001))およびマウスの器官形成期に経口投与した試験(HSDB (2005))授乳影響あるいは仔の発生に対する悪影響の記載はない。しかし、交配前からのばく露による親動物の性機能および生殖能に及ぼす影響に関してはデータがないので分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: ヒトで氷酢酸または大量の酢酸を摂取後、播種性血管内凝固障害、重度の溶血、虚血性腎不全を起こした症例報告が複数あり(PATY (5th, 2001)、ACGIH (2004))、区分1(血液)とした。また、ヒトで吸入ばく露による鼻、上気道、肺に対する刺激性の記載(PATY (5th, 2001))、「ヒトが蒸気を吸入すると気道腐食性、肺水腫が見られることがある」との記述(ICSC(J) (1997))があり、実際に石油化学工場での事故によるばく露で気道閉塞と間質性肺炎を発症した報告(ACGIH (2004))があるので区分1(呼吸器系)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: ラットに3%の被験物質を6ヶ月間胃内投与した試験で食道粘膜の慢性炎症がみられ(PATY (5th, 2001))、また、職業ばく露により、労働者が胸焼けや便秘などの消化器症状の訴え(PATY (5th, 2001))、また、女性労働者117人の横断研究においてばく露を受けた労働者が対照に比べ慢性咳嗽、胸部ひっ迫、鼻カタル、副鼻腔炎の有病率が有意に高かったとの報告(ACGIH (2004))もあるが、いずれもデータ不足で分類できない。
誤えん有害性	: データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 酢酸100%において甲殻類(オオミジンコ)での48時間EC50 = 65000 μ g/L (AQUIRE, 2010)であることから、区分3とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	: 酢酸100%に急速分解性があり(BODIによる分解度: 74%(既存化学物質安全性点検データ))、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=-0.17(PHYSROP Database, 2005))ことから、区分外とした。
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13. 廃棄上の注意

<p>化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報</p>	<p>: 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p> <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>
---	---

14. 輸送上の注意

国際規制	
国連番号	: 2790
品名(国際輸送名)	: ACETIC ACID, SOLUTION more than 10%and less than 50% acid, by mass
国連分類	: 8
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 該当しない
MARPOL73/78附属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	: 該当しない
国内規制	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
特別安全対策	: 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

消防法	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
化学物質排出管理促進法(PRTR法)	: 非該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険有害物(法第57条、施行令第18条別表第9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第57条の3) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
航空法	: 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
医薬品医療機器等法	: 日本薬局方

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関してはいかなる保証をするものではありません。また、新しい知見及び試験等により内容が変更されることがあります。
なお、注意事項は通常の実施を前提としたものであり、特別な取扱いをする場合には、新たに用法・用途に適した安全対策を実施のうえに御使用ください。御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願いいたします。